

島根県西部地震および鳥取県中部地震からの 復興に向けた政策課題

局地的被害と激甚災害指定、国による
復興事業への地方財政措置をめぐって⁽¹⁾

関 耕 平

はじめに — 本稿の課題と概要

東日本大震災以降も多くの震災が発生し、「静穏期」から「大地動乱」の時期に入ったという石橋克彦の警句⁽²⁾がすでに現実味を帯び始めている。熊本地震をはじめ大きな被害が生じた大規模震災の一方で、全国的にさほど耳目を集めていないながらも、地元地域・自治体にとっては局地的で大きな被害をもたらしている震災も多く起こっている。

以上のことを念頭に置き、本稿では、2018年4月の島根県西部地震および2016年10月の鳥取県中部地震からの復興政策を事例に、国の震災復興行財政制度が抱える課題について考察する。とくに激甚災害指定に満たない局地的被害とその復旧・復興対応に焦点を当て、地方自治体の財政負担とそれに対する国の財政措置の実態を解明する。

本稿の構成は以下の通りである。はじめに、それぞれの被害状況を確認したうえで、これらが激甚災害指定を受けられなかったことで、具体的にどのような財政措置が適用されなかったのか、指定された場合に比べてどのような財政負担の差異が生じるのかを明らかにする。次に、島根・鳥取両県および被災した市町自治体による復旧・復興政策の実態とその財源を明らかにする。以上2点を検討することで、あくまでも「公共土木施設の復旧」

(1) 本稿は、日本財政学会第75回大会（2018年10月21日、香川大学）における報告に基づいて執筆したものである。報告に際して貴重なコメントをいただいた、岡本全勝氏（内閣官房参与福島復興再生総局事務局長）、小泉和重氏（熊本県立大学教授）にお礼申し上げる。また、多忙な中、資料提供やヒアリング調査に快く応じてくださった、島根県、大田市、鳥取県、倉吉市、北栄町の職員の方々に、日々の政策実践に敬意を表するとともに、心からお礼申し上げたい。

(2) 石橋（1994）。

のための自治体負担の軽減を目的とした激甚災害指定、ならびに国の復興行財政制度の限界が明らかにされる。

すなわち、被災自治体による復興政策は、生活再建や生業再開、コミュニティ支援といった領域を中心に展開されつつあり、これら政策への国による財源保障が脆弱なものであることが示される。今後、被災自治体が実際に展開している復興政策に即し、それらを後押しすることが可能な行財政制度の形成が求められる。

1. 島根県西部地震および鳥取県中部地震の発生と被害

2018年4月に発生した島根県西部地震は島根県大田市で震度5強、出雲市、雲南市、川本町、美郷町で震度5弱を記録した（図表1）。住家被害として全壊18棟、大規模半壊8棟、半壊49棟、一部損壊558棟、り災証明書の申請件数は4,307件である（2018年9月時点）。

被害のほとんどが集中する大田市（人口35,084人、15,725世帯：2018年9月時点）での住宅被害は全市世帯から見れば少なく、また、ほとんどが一部破損や小規模破損の「見えにくい被害」であった。全体としての被害規模が小さかったため、災害救助法⁽³⁾適用外となったほどである。

とはいえ、屋根の被害が多く、これらは査定にあたって軽度と判定されるものの、雨漏りなどを放置すれば家全体の被害へと拡大するため、見た目よりも深刻な家屋被害が広がっていたといってよい。そのため、復旧費用を負担しきれない世帯への支援をいかに迅速に実施するかが、当初から復興に向けた大きな課題となった。

現在でも被災地は、業者・人手不足等のため屋根の被害の復旧がなかなか進まず、いまだにブルーシートがかかっている家屋があるなど、復興は遅れている。被災地域では過疎化が進んでいることから高齢独居が多く、140世帯ほどのある集落では、こうした世帯を中心に6戸ほどが再建せずに、地域外の家族のもとに移転したという⁽⁴⁾。

(3) 昭和22年10月18日法律第118号。「災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること」を目的とし、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等（例 人口5,000人未満 住家全壊30世帯以上）に適用される。

(4) 大田市民へのヒアリング（2018年9月）による。

一方、2016年10月に発生した鳥取県中部地震では、鳥取県倉吉市、湯梨浜町、北栄町で震度6弱、鳥取市、三朝町では震度5強を記録した（図表2）。人的被害として重傷者8名、軽症者17名、住家被害は全壊18棟、半壊312棟、一部損壊15,078棟となっている。そのうち北栄町では、全町5,300世帯中、2,289世帯が被災し、そのほとんどは被災者生活再建支援法⁽⁵⁾が適用されない一部損壊であった。後述の通り、同法が適用されない被害に対しても地方自治体が独自の制度を創設し支援した。しかしこうした支援も十分とは言えず、例えば瓦などの屋根の被害が深刻であっても、損壊の程度としては最大で7%としてしか認められないため、支援額が不十分となり修繕費を負担しきれず、2年以上を経た現在でもブルーシートをかけた応急処置を継続している世帯も少なくない⁽⁶⁾。

以上のように、被害規模が比較的小さいものの「見えにくい被害」が広範に地域の中で生じ、復旧や再建にかかる経済的負担に耐えられない高齢独居が多い過疎地域の特徴もあいまって、十分な復興を実現できずにいる点に注意が必要である。

2. 激甚災害指定をめぐって

次に激甚災害指定に関する制度の概要と、この2つの地震を事例に制度適用の実際をみていこう。そのうえで、指定の有無による地方財政措置の違いや、地方財政負担について明らかにする。

激甚災害指定とは、1962年に施行された「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚災害法）⁽⁷⁾」にもとづいて、被害が特に著しい災害を国が指定し、被災自治体に対する国庫負担等の財政措置のかさ上げを可能にする制度である。この指定を受けた場合、通常の災害復旧事業から1～2割の補助率かさ上げが適用される。法律制定当時、この制度の主旨として、「地方公共団体の財政負担を伴う公共施設の災害復旧等の事業については、原則としてこれらの事業を総合してその負担額を把握し、その被災地方公共団体の財政力に応じて超過累進的に国の財政援助を行うことにより、その団体の総合負担を軽減していく方式⁽⁸⁾」（下線 — 筆者）の導入が掲げられた。

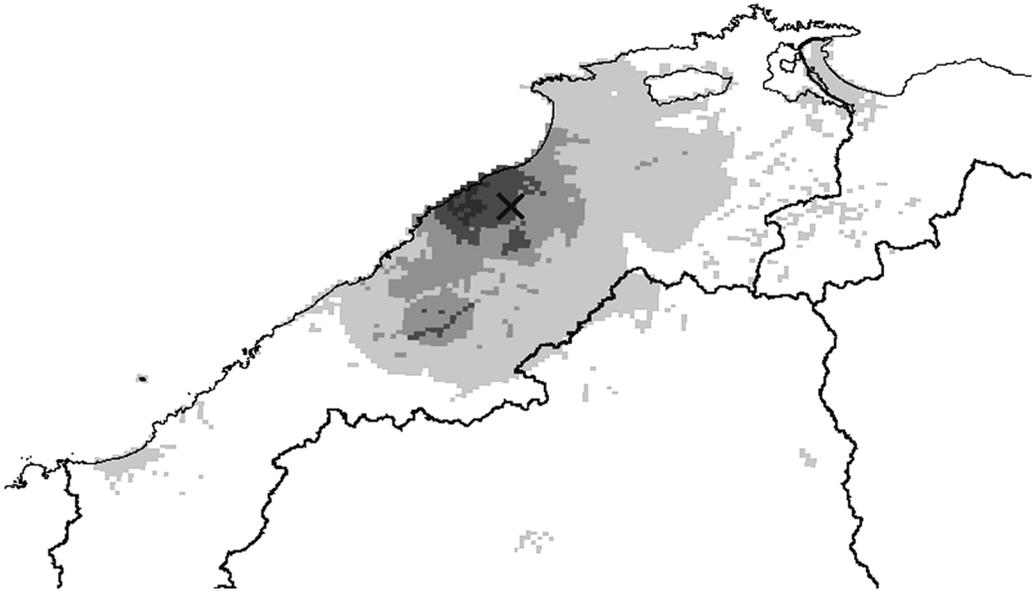
(5) 平成10年法律第66号。

(6) 北栄町役場へのヒアリング（2018年9月）による。

(7) 昭和37年9月6日法律第150号。

(8) 垣水（1962）、2頁。

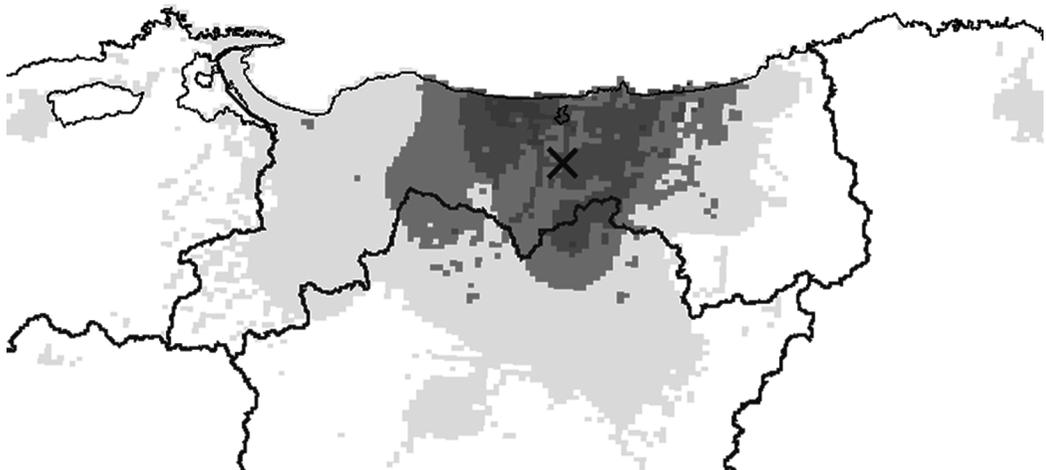
図表1 2018年4月9日に発生した島根県西部地震の推計震度分布図



出所) 気象庁HPより転載。

<https://www.jma.go.jp/jma/press/1804/09b/kaisetsu201804090340.pdf> (2019年3月1日閲覧)

図表2 2016年10月21日に発生した鳥取県中部地震の推計震度分布図



出所) 気象庁HPより転載。

<https://www.jma.go.jp/jma/press/1610/21a/kaisetsu201610211540.pdf> (2019年3月1日閲覧)

指定要件は、復旧事業費が当該自治体の税収の一定割合を超えるといった基準以外にも、森林や農地の被害、公共施設の復旧事業総額などといった領域ごとの基準も設けられている。1999年に大幅な要件緩和が行われて以降、比較的多くの災害に適用されるようになりつつある。

なお、本稿が分析対象とする島根県西部地震および鳥取県中部地震においては、鳥取県北栄町が唯一、発災の7か月後に、市町村単位で指定される「局地激甚災害指定基準による指定（局激）」を受けている。これは、公営住宅や道路、橋といった公共土木施設の災害復旧事業費が基準を上回ったためである。

2.1 激甚災害指定の制度概要

激甚災害指定のなかでも市町村単位で指定する「局地激甚災害指定基準による指定（局激）」について、「公共土木災害復旧事業関係」と「農林水産災害復旧事業関係」、「中小企業に関する特別の助成」「公営住宅建設等事業」の4つの領域にわけることができ、本稿で扱う事例において適用が議論になるのは、「公共土木」と「農林水産」の2つである。第一に、「公共土木災害復旧事業関係」の指定基準は以下の通りである。

- (イ) 市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額
＞当該市町村の標準税収額×50%（査定事業費が1千万円未満のものを除く）
- (ロ) 標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村の場合。
当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額
＞当該市町村の標準税収額×20%
- (ハ) 標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村の場合。
当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額
＞当該市町村の標準税収額×20%＋（当該市町村の標準税収入－50億円）
×60%（査定事業費が1千万円未満のものを除く）
- ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。

第二に、「農林水産災害復旧事業関係」に関する指定基準は、以下の通りである。

市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 市町村の農業所得推定額 × 10%
 (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く)
 ただし、該当経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。

2.2 激甚災害指定をめぐる実際

鳥根県西部地震の発生直後から、激甚災害指定を受けることは困難とされ、補助率のかさ上げがないことによる地方財政負担の増大が懸念されていた。「公共土木」に関して激甚災害指定の基準額は6.6億円以上であったのに対し、査定結果は1.27億円程度にとどまった。また、「農林水産」については2.6億円以上という基準額であり、当初、大田市は10億円ほどの査定事業額を見積もったものの、その後の査定で、クラックがあっても路盤に及んでいない小規模な被害であったこと、被害設備が漁港といった公共港湾ではなく、漁協施設であるため算定対象外となったことなどにより、最終的に、この基準額の2.6億円に達することはなかった⁽⁹⁾。

鳥取県中部地震における状況は図表3の通りである。このうち基準額(B₁)および(B₂)は、すでに述べた指定基準に基づき算出されたものである。

倉吉市における「公共土木」の査定額(A₁)は11億円を上回るものの、基準額(B₁)には2,000万円ほど届かなかった一方で、2.7億円の被害額であった北栄町は基準額を446万円超えたため(C₁)、局地激甚災害指定(局激)を受けることとなった。倉吉市では社会福祉施設の査定額が極端に小さい点が注目される。社会福祉関連施設も当然のことながら大きな被害を受け、当初はこれらも査定額として積み上げていたものの、例えば直営の保育所のみが対象となり、指定管理を適用していた施設が対象外とされたため、大幅に減額されたという⁽¹⁰⁾。

さらに、倉吉市の基準税収額は52億円と50億円を上回っていたことで、指定基準額がより高く設定され、局激指定には至らなかった。また農地等に関する激甚災害指定については、三朝町が基準額(B₂)を757万円ほど上回ったものの(C₂)、被害査定額(A₂)が約3,500万円と5,000万円未満であったために指定されなかった。

(9) 山陰中央新報2018年5月12日付および大田市へのヒアリング(2018年9月)による。

(10) 倉吉市役所へのヒアリング(2018年9月)による。

図表3 鳥取県中部地震における激甚災害指定をめぐる基準と災害復旧事業費

＜公共土木施設等の状況＞

(単位：千円)

	公共土木施設	公立学校施設	公営住宅施設	社会福祉施設	査定額 (A ₁)	2016年の標準税収	基準額 (B ₁)		A-B (C ₁)	局激指定
倉吉市	552,455	533,924	80,172	575	1,167,126	5,234,792	1,187,834	ハ	△20,708	×
三朝町	28,288	2,073	19,830	34,391	84,582	595,471	250,000	ロ	△165,418	×
湯梨浜町	154,209	2,573	0	1,999	158,781	1,373,257	274,651	ロ	△115,870	×
北栄町	220,849	6,260	41,493	1,816	270,418	1,329,749	265,950	ロ	4,468	○

＜農地等の状況＞

(単位：千円)

	農地等	林道	査定額 (A ₂)	農業所得	基準額 (B ₂)	A-B (C ₂)	局激指定
倉吉市	54,610	7,989	62,599	2,200,000	220,000	△157,401	×
三朝町	16,646	18,929	<u>35,575</u>	280,000	<u>28,000</u>	<u>7,575</u>	×
湯梨浜町	11,698	0	11,698	1,040,000	104,000	△92,302	×
北栄町	31,903	0	31,903	2,970,000	297,000	△265,097	×

出所) 鳥取県作成資料。

2.3 激甚災害指定の有無と地方財政措置

以上のような激甚災害指定をめぐっては、指定基準に達しない場合に国庫負担率のかさ上げが適用されず、地方財政負担が大きくなることに対する懸念が、当初から島根・鳥取両県の地方自治体に拡がっていた。

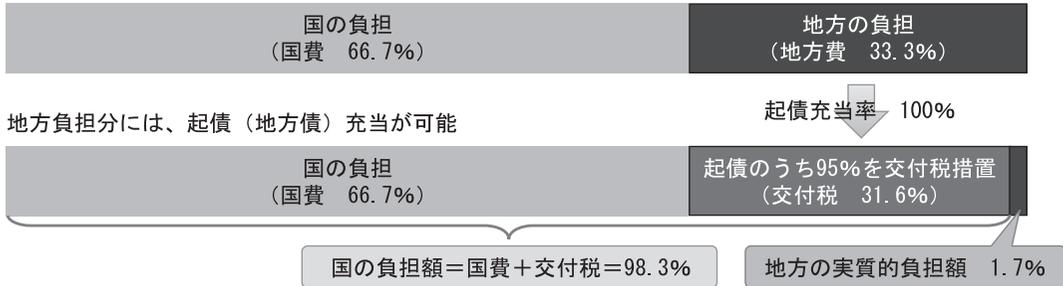
こうした懸念の一方で、激甚指定の有無にかかわらず、災害復旧はそもそも「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」等による国庫負担が充実しているため、地方財政負担は大きくないという見解が、一般に国から示されてきた。例えば、図表4に見るように、国土交通省資料「災害復旧事業（補助）の概要」では、地方の実質的負担額は指定の有無にかかわらず、1.7%になっていることが強調される。

しかしながら、これはあくまでも国庫負担による災害復旧事業、特にハード投資、インフラに限定される。後述の通り、実際に地方自治体が取り組んでいる震災復興政策は、こうしたハード投資に限らず、住居・生活再建や生業再開支援などといったソフト事業も多く含むという点に注意が必要である。

なお、激甚災害指定の有無によって生じる地方財政措置の差異として注目すべきは、災害復旧事業に対する補助率の上乗せという以外にも、発行可能な地方債の種類やそれと連動した交付税措置という点も重要である（図表5）。この点は次節以降、検討する。

図表4 災害復旧事業（補助）の財政措置と地方の実質的負担

【国庫負担率2/3、災害発生年災の場合】



出所) 国土交通省資料「災害復旧事業（補助）の概要」より転載。

http://www.mlit.go.jp/river/hourei_tsutatsu/bousai/saigai/hukkyuu/ppt.pdf (2019年3月1日閲覧)

図表5 災害復旧関連事業に関する事業別の起債および交付税措置

事業内容	起債充当率	交付税措置
【補助災害復旧事業】 各種法律や予算上の措置に基づいて国庫補助金が交付される災害復旧事業に充てる場合 【直轄災害復旧事業】 地方公共団体が一部を負担することとなっている国の直轄河川、道路等の災害復旧事業費のうち地方公共団体の負担部分に充てる場合	【現年分】 公共土木施設等 100% 農地・農林漁業施設 90% 【過年分】 公共土木施設等 90% 農地・農林漁業施設 80%	元利償還金の95%
【単独災害復旧事業（一般単独）】 補助事業の対象とならない一定規模未満の災害復旧事業費等に充てる場合	公共土木施設等 100% 農林漁業施設 65%	元利償還金の47.5% (財政力補正あり)
【単独災害復旧事業（小災害）】 激甚災害の生じた団体において、補助事業の対象とならない一定規模未満の災害復旧事業費に充てる場合	公共土木施設等 100% 農地 一般被災地 50% 被害激甚地 74% 農林施設 一般被災地 65% 被害激甚地 80%	【公共】 元利償還金の66.5% (財政力補正あり) 【農地等】 元利償還金の100%

出所) 財務省福岡財務事務所作成資料「地方公共団体等の災害復旧事務担当者の皆様へ」（2018年6月作成）より転載。

2.4 激甚災害指定の有無と地方財政負担の実際

ここでは、激甚災害指定の有無によって地方自治体による負担への地方財政措置が具体的にどのように異なってくるのか、具体的に考察しよう。まず大きな財政措置の違い

が生じる費目は、災害廃棄物処理事業である。倉吉市では3,235万円の経費をかけ、そのうち半額について国庫補助を受けた。残りの負担部分について、激甚災害指定の場合であれば災害対策債（起債充当100%、交付税措置率57%）の充当が可能であったが、倉吉市の場合是一般財源を充てざるを得なかったという。こうした負担に関して倉吉市は、特別交付税措置を要望している⁽¹¹⁾。

第二に、歳入欠かん等債（起債充当100%、交付税措置率85.5%）である。倉吉市は、被災によって免除対象外となる発災以前の第1、2期の納税についても減免措置を実施することを決め、総額で875万円の地方税を減免した。このほか介護保険料や国保料についても総額850万円を減免している。こうした減収分について激甚災害指定があれば、歳入欠かん等債にともなう財政措置を受けることができた。

こうした激甚災害指定されていれば発行が認められた地方債が複数あり、財政措置の活用ができなかったことによる地方財政上の負担増が生じた。鳥取県によれば、激甚災害指定とそれに伴う財政措置が適用されなかったことで、1,535万円が倉吉市に交付税措置されなかったと試算している⁽¹²⁾。

これ以外にも、例えば、激甚災害指定を受けた北栄町に対する2017年度の特別交付税措置額が、他の被災自治体に比べて伸び率が高くなっていることを例として、激甚災害指定によって地方財政措置の充実が生じるとも考えられる⁽¹³⁾。こうして激甚災害指定を受けた北栄町は、他の自治体と比較して多少の財政的余裕が生じ、後述のように、このことが町単独による農業再開のための支援制度の設立を後押ししたとも解される⁽¹⁴⁾。

以上のような地方債発行や財政措置が適用されないこととあわせ、災害復旧事業費の補助率の上乗せがないことも、地方財政負担の増加につながっている。倉吉市における鳥取県中部地震の復興事業（決算）は2016年に9.86億円、2017年度に23.69億円、合計で約33億円であり、285億円（2015年度歳出決算）という倉吉市の財政規模からも小さい額とはいえない。こうした中で、激甚災害指定の有無による地方財政負担の違いは決して無視できるものではない。

これまで述べた激甚災害指定されなかったことによる地方財政負担に加え、東日本大

(11) 倉吉市役所へのヒアリング（2018年9月）による。

(12) 鳥取県議会（2017年3月8日定例会）における長谷川稔議員への知事による回答。

(13) 一方で永松（2008）は、災害復旧費と特別地方交付税の支給額に相関がみられないため、災害関連の地方財政負担が普通交付税によってカバーされている可能性を指摘している。

(14) 県との共同による独自支援以外に、市町単独による独自の支援策を実施したのは、鳥取県中部地震の被災自治体のうち北栄町のみであり、他市町は県と足並みをそろえた支援策に止まる。

震災や熊本地震における復興事業への財政措置の実態と比較して、局地的な震災へのそれは不十分であるという点も指摘しなければならない。たとえば熊本地震の復興事業において、激甚災害指定による補助率の上乗せのみならず、東日本大震災に準じるような手厚い財政措置が多く採られている⁽¹⁵⁾。また先に述べた災害廃棄物の処理についても、東日本大震災においては震災復興特別交付税など、被災自治体への財政措置も手厚い⁽¹⁶⁾。

つまり、災害規模が大きな被災地については特例措置が積み重ねられてきたのに対して、局地的な震災については旧来の制度による措置にとどまっている。災害規模によって国からの財政措置が左右されていることは明らかである⁽¹⁷⁾。

問題は、こうした激甚災害指定や特例措置の有無によって生じた差異が、被災者支援の水準を左右してしまう可能性をはらむ点であろう。たとえば、東日本大震災における取崩し型基金制度の創設は、岩手県を中心に住宅再建に対する個人への支援金を大幅に積み増すことを可能にした。こうした被災者生活再建支援法にさらに上乗せした手厚い住宅再建支援を、山陰両県の被災者は受けられていない。住家への被害という点で、個人レベルで見れば同様であるにもかかわらず、災害規模の大小によって個人として受けることができる支援水準が異なってくる現状は再考の余地がある。

3. 被災自治体における復興・復興政策の実態とその財源

次に、島根・鳥取両県および被災した市町自治体の復旧・復興政策の実態、さらにはこれらの財源について明らかにしよう⁽¹⁸⁾。

(15) 熊本県総務部（2018）。

(16) 江崎（2013）。

(17) 激甚指定の有無以外にも、その他の法・制度適用の有無が、その後の被災自治体および被災住民の復興を左右する場合もある。例えば、島根県西部地震は災害救助法の適用を受けることができなかった。これにより日本赤十字をはじめとした義援金が集まらなかったため、そのぶん見舞金支給が市民に対してできないなど、被災者支援が手薄になってしまったとしている（2018年9月、大田市役所へのヒアリング）。すでに脚注(3)で述べたように、災害救助法の目的には「国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に」とあり、こうした日本赤十字の義援金に関する指摘はあながち否定できない。

(18) ここでは資料制約から、倉吉市以外は決算数値ではなく、予算の数値をもとにしている。この点で限定的な分析にとどまっている。

3.1 島根県西部地震における島根県の復興対応

2018年4月9日に発災した島根県西部地震に対して、島根県は4月20日に約2億円の専決処分を行い、その後も6月(6.5億円)と9月(5,700万円)に補正予算を組んで対応している。島根県西部地震関連事業と全体の財源構成(予算)は資料1-1および1-2の通りである。

県の対応として注目すべきは、被災自治体である大田市の要望を受け、国の被災者生活再建支援法の対象外にも支援を拡大する新たな制度を創設した点である(図表6)。島根県西部地震により生じた家屋被害の大部分は、既存の被災者生活再建支援制度が適用されることのない一部損壊がほとんどを占めていた。これに対して、県と市町が半額ずつ負担する支援制度を新たに創設し、半壊は最大100万円、一部損壊は40万円、小規模破損に対しては3万円の支援を実施している。県によれば、地震を契機に被災地域の人々が県外の家族のもとに移転する事態が懸念されたため、制度を拡充して対応したと

図表6 島根県西部地震における被災者生活再建支援事業一覧

被害の程度	基礎支援金	加算支援金		最大支援金
		建設・購入する場合		
全壊	100万円	建設・購入する場合	200万円	300万円
		補修する場合	100万円	200万円
		賃借する場合 (公営住宅除く)	50万円	150万円
		上記に該当しない場合	0円	100万円
大規模半壊	50万円	建設・購入する場合	200万円	250万円
		補修する場合	100万円	150万円
		賃借する場合 (公営住宅除く)	50万円	100万円
		上記に該当しない場合	0円	50万円
半壊	—	建設・購入・補修する場合の 実費	(上限) 100万円	(上限) 100万円
		上記に該当しない場合	0円	0円
一部破損	—	補修する場合の実費	(上限) 40万円	(上限) 40万円
		上記に該当しない場合	0円	0円
小規模破損	一律 3万円	—	—	3万円

* 網掛け部分が新設制度。財源は県と市町村で折半。それ以外は国と県による既存制度により支給される。

出所) 大田市提供資料より筆者作成

いう⁽¹⁹⁾。

島根県西部地震関連事業と全体の財源構成（資料1-1および1-2）で注目すべきは、国庫負担金の占める割合が37%となっている点である。図表4で示された国による災害復旧事業が想定している国庫負担率2/3というスキームともかけ離れている。この背景には、国庫負担が手厚いハード中心の災害復旧事業が実施されている一方で、これ以外の県による事業が数多く実施されていることを示している。先述の被災者生活再建支援法の対象外への支援拡充をはじめとして、一つひとつの事業金額が小さいながらも、ソフト事業を中心に、国庫負担を想定していない数多くの支援制度について、大田市とともに実施していることの反映といえる（次節）。

3.2 島根県西部地震における大田市の復興対応

島根県西部地震の被害のほとんどは、大田市において発生した。小規模ながら広範な家屋被害に直面し、市はいち早く、国による被災者生活再建支援法の対象外である半壊から小規模破損への支援の実施を決めた。実施を前提として大田市は島根県に働きかけ、県と市が半額ずつ出し合う制度を新設したのは先述の通りである。

それ以外にも県と大田市は、復興のための独自事業を実施している。具体的には、石州瓦・県産木材利用促進住宅等再建支援事業や、市内中小企業者等の早期復興を支援するための大田市商業施設等持続化支援事業、具体的には店舗・設備の原状回復や仮店舗での営業に係る経費の一部補助（上限400万円）である。この制度も同様に、県と市が半額ずつ負担することとなっている。島根県は現在、こうした支援措置を恒常的なものにするため、県下市町村に呼び掛けて基金を造成し、ここから支出する新たな制度を模索している。

資料2は大田市における震災関連事業費を歳入・歳出両面で見ただけのものである⁽²⁰⁾。2016年度の予算規模が236億円、地方税収額が36億円という大田市の財政規模からみても、15億円を超える復興関連事業費の確保・計上は大きな負担であることが分かる。また、確定額ではないとはいえ、予算段階での国県支出金の割合が1/4程度にとどまっている点が注目される。島根県と同様に、国庫負担及び県負担の対象外の事業についても、一般財源による支出を伴いながら復興政策を進めていることの表れといえる。なお、

(19) 島根県庁へのヒアリング（2018年9月）による。

(20) 予算編成段階の暫定的な数値をもとにして、確定したものを順次入力している段階の資料であるため、例えば歳入・歳出などが一致していない。

資料2におけるマイナス表記は基金への返還等を意味している。

3.3 鳥取県中部地震における鳥取県の復興対応

鳥取県は2016年10月の発災の1か月後に復興本部事務局を創設し、復興政策を展開してきた。2018年4月からはこの復興本部事務局を倉吉市内に移転させた。職員5名体制ながら、県条例に基づき、知事直轄の部レベルの組織として明確に位置付けられている。この部局は具体的な業務として、被災者一人ひとりの困りごと、生活復興プランに寄り添いながらきめ細かく対応することを追求し、り災証明が発行されているにもかかわらず支援金制度に申請していない被災者を、市町とともに個別訪問している。さらに、ブルーシートが残されている住家への訪問なども実施している。これにより、一部の被災者について生活保護の申請へつなげるといった成果も出ている。こうした訪問調査の成果に基づいて、困窮世帯に対する修繕支援を2019年度以降新たに政策化する予定である。

これ以外にも、倉吉市内に復興支援センターを設置し、震災時のボランティアに参加した人々がその後立ち上げたNPOの活動に対する支援を行っている。具体的には、こうしたNPOによる簡易修繕活動への支援（交通費や材料費への助成）である。加えて、住民が防災士免許を取得することへの補助といった地域防災活動の支援も継続している。

鳥取県では鳥取県中部地震以前から、国の被災者生活再建支援制度が適用されてこなかった比較的軽度の被害に対しても、県と市町村が共同で、半壊に対して上限100万円、一部損壊に上限30万円を支給する、独自の被災者住宅再建支援を行ってきた。この「鳥取県被災者住宅再建支援基金制度」は、1999年の鳥取県西部地震をきっかけに全国に先駆けて創設されたものである。今回の被災に際して、この制度のより広い適用を求める市町の声にこたえ、小規模損壊に対しても支援金を給付することを決め、その財源は県が全額負担することとなった。

資料3-1および3-2は鳥取県における震災関連事業予算の一覧である。資料制約から予算段階の数値である点に注意が必要であるが、資料3-1からは、年度内の2回にわたる補正予算において、国庫負担が1割程度と低いことが注目される。すでに述べた鳥取県独自の住宅再建支援による負担ゆえに、県の負担割合が高くなっているものと考えられる。また、資料3-2からはそれぞれの事業項目ごとの一般財源の充当額を読み取ることができるが、住宅再建支援だけでなく、経済産業分野の復興、すなわち生業再開支援に関する事業項目等、公共インフラの復旧以外での一般財源充当が高い割合を占めていることがわかる。このように、国庫負担の対象とはならない事業項目や、ソフ

ト事業を中心とした復興事業に取り組んでいることが、県の一般財源による財政負担割合が高いことの背景にあると考えられる。

3.4 鳥取県中部地震における倉吉市の復興対応

倉吉市における鳥取県中部地震の復興事業（決算）は2016年度に9.86億円、2017年度に23.69億円、合計で約33億円であり、285億円（2015年度歳出決算）という倉吉市の財政規模からも決して小さい額ではない。さらにこれ以外に、商工業者支援のための融資枠（債務負担行為）として、2016および2017年度とあわせて16億円分を確保している。

こうした復興事業の財源構成は、国庫支出金20.6%、県支出金31.1%、地方債30.0%、その他2.5%、一般財源15.9%となっている。県と共同して復興事業に取り組んだことにより、国庫支出の割合が低く、県支出金が高い割合を示している。図表7は、こうした復興事業の中でも「鳥取県被災者住宅再建支援基金制度」による支援実績を示したものである。このうち一部損壊は県が全額負担、半壊の交付額の1割を倉吉市が支出している。

図表7 「鳥取県被災者住宅再建支援基金制度」に基づき倉吉市内で実施された被災者生活再建支援法対象外への支援実績

申請区分	申請件数	交付実績件数	交付実績額（千円）
半壊	176	142	129,606
一部損壊	2,265	1,909	558,476
合計	2,441	2,051	688,082

出所) 倉吉市提供資料により筆者作成

3.5 鳥取県中部地震における北栄町の復興対応

北栄町では、全町約5,300世帯中、2,289世帯が被災し、そのほとんどは被災者生活再建支援法が適用されない一部損壊や小規模損壊であった。さらに、砂地での農業が盛んである北栄町では、非住家である農作業用の車庫や作業所も多く被害を受けた。こうした非住家への被害に対して50万円を上限とする再建補助制度を町独自で創設し、さらには農業施設や住家の撤去費用に10万円を上限とする補助制度も独自に創設した。図表8は、北栄町における住宅再建に係る支援金の申請状況を示したものである。国の被災者生活再建支援法による支援と比べ、自治体の独自支援がいかに広範な住家への被害

図表 8 北栄町における各種支援金申請状況（2017年10月末時点）

支 援 金	対 象	申請件数	申請金額（千円）
① 生活再建支援金（国）	住家（全壊・大規模半壊・半壊 〔取り壊し〕）	26	35,375
② 住宅再建支援金（県・町）	住家（半壊・一部破損10%以上）	413	128,770
③ 住宅修繕支援金（県）	住家（一部破損10%未満）	1,511	65,170
④ 非住家復旧支援補助金（町）	非住家	212	50,101
⑤ 構築物撤去支援補助金（町）	住家・非住家・構築物	97	6,803

出所）北栄町役場提供資料より筆者作成

を対象としているのか、そしてそのことが地域の復興にとって大きな意義を持っていることが明らかである。

資料 4 は、北栄町の2016年度補正予算における震災関連事業の一覧である。10月に発災した直後から年度内の予算だけで6.5億円超と、82.8億円という北栄町の年間の歳出決算規模（2015年度）から考えても大きな額と言える。歳入面では倉吉市と同様に県による支援金の割合が高く、歳出面においては独自の支援策による町単独の負担を基金の取り崩しによってまかなっていることが見て取れる。

以上、2県3市町における復興事業の実態とその財源について分析した。ここで明らかになったことは、国の被災者生活再建支援法の対象とされてこなかった半壊や一部破損に対しても、新たな制度を創設し支援を拡大させたこと、その財源は県と市町による共同負担によってまかなわれていたことである。また、こうした住宅再建への支援の拡大のみならず、ソフト事業のほか、地域の産業特性に応じた独自の復興支援政策や生業再開支援策がとられてきた。このように、地方自治体の一般財源によって独自の復興政策が取り組まれたことで、復興事業の財源に占める国庫負担の割合が結果として低下してきたのである。

ここで明らかにした通り、地方自治体の負担により、すでに多くの自治体において半壊および一部破損に対しても支援が行われているという事実は重い⁽²¹⁾。当面、国レベルで急ぎ政策対応が必要なのは、すでに全国知事会などが求めている⁽²²⁾、被災者生活再建支

(21) 共同通信のアンケート調査によれば、被災者生活再建支援法の枠外で行われた住宅半壊に対する支援は、過去5年で少なくとも22道府県で実施され、総額約37億円にのぼっているという。山陰中央新報2019年3月7日付。

(22) 2018年11月19日、全国知事会は、半壊までを支援対象とすべきという「被災者生活再建支援制度の充実と安定を図るための提言」を政府に提出している。

援法における支援対象の拡充である。現状では全壊および大規模半壊のみが支援対象である被災者生活再建支援法について、少なくとも全国知事会が求めている半壊までの支援対象の拡充が必要と思われる。

4. 今後の政策課題をめぐって

以上本稿では、激甚災害指定に満たない局地的被害と、地方自治体による復興政策の実態を明らかにした。最後に、激甚災害指定をめぐる論点および、地方自治体の復興政策とその財源問題という2つの論点から、本稿の分析をまとめておこう。

まず、激甚災害指定をめぐる論点について。すでに2.4で述べたように、国の激甚災害指定の基準にぎりぎりで達することのできなかつた、局所的で規模の比較的小さな災害について、当該自治体に対する財政措置は十分にとられず、地方財政負担が重くなっている。具体的に言えば、倉吉市の事例で見た通り、補助率のかさ上げが適用されないため、復興に係る地方財政負担が重くなること、さらには発行可能な地方債や財政措置が受けられないことによる地方財政負担の増加が見られた。このことは、制度の目的とされる「国の財政負担による被災自治体の総合負担の軽減」という点で、制度設計上は線形になっていないことを意味しており、今後改善が必要であろう。

ところで、東日本大震災や熊本地震においては、激甚災害指定以上の補助率かさ上げや特例的な財政措置が重ねられ、地方財政負担の軽減が図られてきた。例えば、震災復興特別交付税や取崩し型基金制度などである。その一方で、激甚災害指定に至らない震災については、本稿で見たように、手薄なままになっている。すなわち、震災復興に対する地方財政措置が一定でいど充実し、熊本地震をはじめとした大規模な震災についてはこれが一部適用・拡充されていく一方で、どの震災を対象に適用・拡充するかという点については、無原則になっており、局地的な被害を受けた地域にはこれらが適用されていない。こうして、復興事業に係る財政措置について地域ごとに大きな差異が生じている。これによって現状では、個人レベルで見れば同程度の被災状況であるにもかかわらず、比較的規模の小さい震災で被災した個人への支援の水準が低いという事態（例えば住宅再建支援に対する低額の助成、農地・農用地施設の復旧事業や再建に際しての受益者負担金の増大など）が生じている。こうした事態は改善される必要があるだろう。

また、激甚災害指定に関する手続きの迅速化も課題である。鳥取県北栄町において激甚

災害指定が決定されたのは、発災から7か月後であった。激甚災害指定の有無とそれと連動した財政措置の差異が、自治体による復興政策の「迷い」につながるものが懸念されるため、この点、改善が必要であろう。

次に、復興政策の実態とその財源問題という2つ目の論点について検討しよう。2県3市町における復興事業の実態について検討した結果は以下の通りである。復興政策において必要とされているのは、公共施設の復旧をはじめとしたハード事業だけでなく、被災者生活再建支援法の対象にならない半壊および一部損壊という被害を受けた家屋修繕に対する支援金の給付や生業再建支援、NPOによる被災者の見守り活動、コミュニティ形成支援活動などのソフト事業などであった。まさにこうした復興ニーズに即した政策が、地方自治体によって広範に取り組みされている。しかし、これら事業に対しての国からの財政措置はほとんどないため、県および市町による財政負担は重いものとなっている。実際に復興関連事業全体の財源構成をみると、軒並み国庫負担が占める割合が低いということが明らかになった。

つまり、これまで一般に言われてきたように、激甚災害の指定の有無にかかわらず、災害復旧については国による充実した財政措置が存在する、というのは、あくまでも公共施設の復旧事業に限って言えることであった。改めて考えてみると、激甚災害指定の基準は、公共土木施設における被害額を査定してこれを基準に決定されるのであり、地域社会で発生する被害とは全く別である。すなわち極端に言えば、公共施設の耐震工事を行った結果として、民家がバタバタと倒れても制度上は「激甚災害」ではないという事態も起こりうるのだ⁽²³⁾。

いうまでもなく、震災復興は上下水道や道路といった公共施設やインフラ復旧にとどまらない。被災者一人ひとりの日常を取り戻すことがホンモノの震災復興である。つまり、住宅再建や農業・畜産、商店といった生業の再開、さらには、集落の伝統行事の実施といったコミュニティ機能の回復まで、震災復興は地域社会全体の幅広い領域に及ぶ。

被災者一人ひとりの生活再建や生業の再開は地域社会全体の復興にとって欠かすことはできない。例えば、島根県西部地震で被災した三瓶山麓にある食堂の店長は、一度は諦めかけながらも、自分の料理を訪ねてくれる観光客や地元住民のためにと営業再開に向けた決意を新たにし（山陰中央新報2018年4月11日付）、店を再開させた。まさに「地域社会

(23) 日本財政学会第75回全国大会の企画セッション「災害復興財政のあり方を考える」における岡本全勝氏のコメント。

全体のための営業再開」である。実際に地域住民の日常を取り戻すうえで、地元の食堂・商店の営業再開や営農再開——生業の再建——は重要な意味を持つ。これまで、「私有財産への税金投入は不可」という原則が、こうした住居・生活再建や生業再開への支援を躊躇させてきた。しかし、被災者生活再建支援法や東日本大震災でのグループ補助金制度の創設などの政策実態からみて、この原則は形骸化しつつある。改めて、被災者一人ひとりの生活再建や生業再開への支援を中心に据えた政策理念に転換することが迫られている。

2県3市町における復興事業の実態は、こうした転換の流れに即したものと言ってよい。特に、鳥取県復興本部事務局における戸別訪問の取り組みと困窮世帯への修繕費補助の実施は、被災者一人ひとりの日常を取り戻すというホンモノの震災復興に向けた取り組みとして注目に値する。問題は、こうした復興政策に対する国の財政措置が極端に少ないという点である。例えば、福島の復興事業の中でコミュニティ支援への国庫補助が一部試みられはじめていたとはいえ、復興予算全体からすると極めて小さな金額に止まる。

島根・鳥取両県における復興政策に見られるように、復興現場のニーズをくみ上げ、ソフト事業中心の支援メニューを独自に積み上げている地方自治体の取り組みに寄り添い、これら施策への地方財政措置を基本とした国の復興行財政制度を構築していくことが求められている⁽²⁴⁾。

(せき こうへい 島根大学法学部准教授)

キーワード：激甚災害指定／震災復興／地方財政措置／被災者生活再建支援法／復興行財政制度

(24) 宮入(2013)は、「災害対策は、全国一律の画一的対策を施すことは必ずしも適切ではなく、地方自治体の果たすべき役割の独自性と自治能力に注目しておくことが重要」と述べている。こうした自治能力を活かした復興政策のための具体的な仕組みとして、復興基金制度が注目される。こうした基金制度の意義と役割については、関(2016)を参照。

【参考文献・資料】

石橋克彦（1994）『大地動乱の時代 — 地震学者は警告する』岩波新書。

江崎五郎（2013）「東日本大震災に係る災害廃棄物処理の現状と課題」『地方財政』2013年2月号、83-99頁。

垣水孝一（1962）「激じん災害に特別財政援助」『時の法令』440号、1-9頁。

熊本県総務部（2018）「平成28年熊本地震からの復旧状況と県財政の運営について」2018年3月
(https://www.pref.kumamoto.jp/common/UploadFileOutput.ashx?c_id=3&id=23180&set_doc=1&set_file_field=1 : 2019年3月1日閲覧)。

関耕平（2016）「被災地における復興行財政と住民参加 — 自治と自律の復興に向けた政策課題」
長谷川公一・保母武彦ほか編『岐路に立つ震災復興 — 地域の再生か消滅か』東京大学出版会、63-89頁。

永松伸吾（2008）『減災政策論入門』弘文堂。

宮入興一（2013）「災害と地方財政」重森暁・植田和弘編『Basic地方財政論』有斐閣、所収。

宮入興一（2018）「災害の政治経済学の系譜と今日的課題」『大阪経大論集』第69巻第2号、31-60頁。

倉吉市『決算状況報告書』各年度版。

倉吉市（2018）『鳥取県中部地震震災記録誌』。

内閣府（2016）「激甚災害制度Q&A」

(<http://www.bousai.go.jp/taisaku/gekijinhukko/qa.html> : 2019年3月1日閲覧)。

資料 1-1 島根県西部地震の関連事業費（千円）

区 分	4月専決		6月補正		公共事業枠予算対応		9月補正		合 計	
	うち一般財源		うち一般財源		うち一般財源		うち一般財源		うち一般財源	
対応額	202,328	202,328	380,154	142,208	1,464,700	199,755	64,506	64,506	2,111,688	608,797

4月専決処分補正項目

事 業 名	予算規模	負担割合
被災者生活再建支援事業	65,000	
県内産木材活用被災者住宅再建助成事業	24,000	
石州瓦活用被災者住宅再建助成事業	24,960	
農業経営等緊急対応資金利子補給事業	211	
地震災害特別資金利子・保証料補給支援事業（特別会計）	26,300	
被災地域産品販売促進支援事業	6,000	
小売店等持続化支援事業	30,000	県1/3、市町村1/3、事業者1/3
しまねの魅力・安心発信事業	25,857	

6月補正予算

事 業 名	予算規模	負担割合
被災者生活再建支援事業	96,000	
被害宅地擁壁等復旧支援事業	2,500	県1/3、市町村1/3、所有者1/3
地震被災者地域居住支援事業	3,500	県1/2、市町村1/2
一室耐震補強リフォーム助成事業	17,500	
私立高等学校等就学支援事業	1,106	
農業・水産業共同利用施設災害復旧事業	44,597	国2/10、県8/30、市町村8/30、事業者8/30
社会福祉施設等災害復旧事業	35,778	国1/2、県1/4、法人等1/4 など
石見銀山遺跡災害復旧事業	11,398	国7/10、県1/10、市1/10、所有者1/10 など
大田自転車競技場災害復旧事業	1,522	県10/10
公共事業	338,100	
県有施設等の復旧事業	97,316	

9月補正予算

事 業 名	予算規模	負担割合
県営建物維持修繕事業	48,043	
住民自治組織の活動拠点の維持・保全事業	2,250	県1/6、市町村1/6、自治会等2/3 など
被害宅地擁壁等復旧支援事業	7,500	

資料 1-2 島根県西部地震関連事業費の財源内訳

一 般 財 源	608,797	28.8%
県 債	711,700	33.7%
国 庫 支 出 金	779,691	36.9%
分担金・負担金	11,500	0.5%
総 額	2,111,688	100.0%

出所) 資料 1-1 および 1-2 は、いずれも島根県の提供資料より筆者作成。

資料2 島根県大田市の震災関連事業費一覧 (2018年9月時点)

歳出

単位：千円

款	項	目	節	4月補正 H30.4.19	6月補正 (流用等含む)	9月補正	計	財源内訳			
								国県支出金	地方債	その他	一般財源
民生費	災害救助費	災害救助費	生活再建支援金支給事業	176,550	175,680		352,230	145,000		51,508	155,722
消防費	消防費	災害対策費	地震対策費	255,100	24,901	173,762	453,763	119,708			334,055
災害復旧費			厚生労働施設災害復旧費	17,600		7,012	24,612	10,693	9,800		4,119
			農林水産施設災害復旧費	218,600	9,915	-69,400	159,115	28,088	20,100		110,927
			公共土木施設災害復旧費	203,360	10,000		213,360				213,360
			文教施設災害復旧費	172,000		13,717	185,717	41,554	13,100		131,063
			その他公共施設災害復旧費	107,100		1,298	108,398		800		107,598
他会計繰出金			生活排水処理事業特別会計	25,000			25,000				25,000
			簡易給水施設事業特別会計	4,000		1,211	5,211				5,211
			農業集落排水事業特別会計	2,000			2,000				2,000
			下水道事業特別会計	3,000			3,000				3,000
			水道事業会計	8,500			8,500				8,500
			病院事業会計	3,200			3,200				3,200
予備費				3,990			3,990				3,990
		計		1,200,000	220,496	127,600	1,548,096	345,043	43,800	51,508	1,107,745
							100.0%	22.3%	2.8%	3.3%	71.6%

歳入

単位：千円

款	項	目	節	4月補正 H30.4.19	6月補正	9月補正	計			
国庫支出金	国庫補助金	教育費国庫補助金	社会教育費国庫補助金			11,977	11,977			
		災害復旧費国庫補助金	文教施設災害復旧費国庫補助金			27,010	27,010			
県支出金	県補助金	民生費県補助金	災害救助費県補助金		145,000		145,000			
		消防費県補助金	災害対策費県補助金		36,000	82,471	118,471			
		教育費県補助金	社会教育費県補助金			2,567	2,567			
		災害復旧費県補助金	厚生労働施設災害復旧費県補助金			28,088	28,088			
			農林水産施設災害復旧費県補助金			64,674	64,674	397,787	25.3%	国県支出金計
寄附金	寄附金	民生費寄附金	災害救助費寄附金		29,440	22,068	51,508	51,508	3.3%	その他
繰入金	基金繰入金	財政調整基金繰入金	財政調整基金繰入金	1,200,000	-9,215	-205,943	984,842	984,842	62.6%	一般財源
市債	市債	災害復旧債	厚生労働施設災害復旧事業債			9,800	9,800			
			農林水産施設災害復旧事業債			45,500	45,500			
			公共土木施設災害復旧事業債			69,100	69,100			
			教育施設災害復旧事業債			13,100	13,100			
			公共施設災害復旧事業債			800	800	138,300	8.8%	地方債計
		計		1,200,000	201,225	171,212	1,572,437	1,572,437	100.0%	

出所) 大田市提供資料より筆者作成。予算暫定数値のため歳入と歳出が一致しない。

資料3-1 2016年度 鳥取県震災関連事業予算

(単位：千円)

事業名	補正額	特定財源			一般財源
		国庫	起債	その他	
10月補正	2,848,504	556,960	857,000	465,000	969,544
鳥取県被災者住宅再建等総合支援事業				寄附金 185,000 基金繰入金 200,000 465,000	
	500,000				35,000
被災者生活応急応援事業(救助費)	411,120	169,560			241,560
被災者生活復興支援貸付事業(生活福祉資金利子補給事業)	債務負担行為 4,695				債務負担行為 4,695
被災者生活復興支援貸付事業(災害援護資金貸付事業・災害援護資金利子補給事業)	債務負担行為 5,025 150,000		100,000		債務負担行為 5,025 50,000
被災者生活復興支援貸付事業(母子父子寡婦福祉資金利子補給事業)	債務負担行為 563				債務負担行為 563
がんばろう企業を応援! 特別金融支援事業	48,847				48,847
がんばろう! 農林水産業共同利用施設復旧応援事業	100,000	100,000			
がんばろう! 元気な鳥取梨応援事業	債務負担行為 2,086 11,270				債務負担行為 2,086 11,270
がんばろう! 農業施設等復旧支援資金応援事業	債務負担行為 3,127 600				債務負担行為 3,127 600
がんばろう! 水産業施設等復旧支援資金応援事業	債務負担行為 2,742 570				債務負担行為 2,742 570
子ども元気プロジェクト(心のケア支援事業)	5,365				5,365
私立学校災害復旧費補助事業	債務負担行為 601 25,547				債務負担行為 601 25,547
ふるさとの文化遺産復旧事業	15,000				15,000
伝統の公衆浴場災害復興支援事業	500				500
被災地域応援市町村交付金	50,000				50,000
市町村資金貸付金(中部地震被害対策資金)	(制度改正)				
元気な鳥取発信事業	90,000				90,000
安全・安心な未来づくり県立施設復旧事業	700,000	20,600	624,000		55,400
倉吉自転車競技場災害復旧事業	1,685				1,685
土木防災管理費	10,000				10,000
公共事業	628,000	266,800	133,000		228,200
災害復興調整費	100,000				100,000
11月補正	2,026,261		486,000	1,087,000	453,261
鳥取県被災者住宅再建等総合支援事業(先護分)				寄附金 175,000 基金繰入金 912,000 1,087,000	
	1,201,000				114,000
鳥取県版経営革新総合支援事業(先護分)	300,000				300,000
商圏拡大・需要獲得支援事業	債務負担行為 19,000 4,750				債務負担行為 19,000 4,750
「ぐるっと山陰」誘客促進事業	債務負担行為 22,000				債務負担行為 22,000
宿泊促進WEB対策事業	債務負担行為 6,500				債務負担行為 6,500
国内航空便利用対策促進事業	債務負担行為 6,000				債務負担行為 6,000
観光周遊促進支援事業	債務負担行為 2,983 4,612				債務負担行為 2,983 4,612
コンベンション誘致促進事業	4,052				4,052
とっとりスタイルエコツアーリズム普及推進事業	1,526				1,526
観光情報提供事業	債務負担行為 10,000				債務負担行為 10,000
がんばろう! 農林水産業共同利用施設復旧応援事業	175,000		157,000		18,000
県有施設天井等耐震対策事業(設計)	254,700		254,000		700
県立高校耐震化推進事業費(非構造部材耐震対策事業費)	80,621		75,000		5,621
合計(10月補正+11月補正)	4,874,765	556,960	1,343,000	1,552,000	1,422,805
* 債務負担行為額を除く	100.0%	11.4%	27.6%	31.8%	29.2%

資料3-2 2017年度 鳥取県震災関連事業予算

(千円)

事業名	予算額	(一般財源)
◆震災の経験を活かした地域振興・地域防災力の強化	225,735	158,947
鳥取県中部地震検証等事業	23,958	23,958
地域防災リーダー養成事業	5,431	2,222
震災復興活動支援センター設置事業	13,039	0
震災復興活動特別支援事業	30,000	0
災害時における支え愛地域づくり推進事業	7,250	3,625
災害時における福祉避難所等の開設・運営支援事業	1,040	822
中部圏域みんなで地域創生事業	2,000	2,000
災害時における外国人観光客対応支援事業	2,250	1,125
鳥取県防災・危機管理対策交付金事業	68,500	68,500
小さな拠点機能形成推進事業（防災機能構築事業）	10,000	0
地域共同施設災害復旧補助事業	2,700	2,700
防災力向上（訓練・研修）事業	1,440	1,440
防災フェスタ事業	6,344	6,344
住民主体の防災体制づくり事業	2,645	2,645
県民と共に守る防災活動実践事業	2,768	2,768
元気な消防団づくり事業	5,595	595
官民連携による鳥取県強化推進事業	177	177
鳥取県版「土木防災・砂防ボランティア活動推進事業	1,069	497
被災宅地危険度判定士養成事業	1,839	1,839
土砂災害防止推進事業	1,892	1,892
ふるさと文化遺産復旧事業	25,160	25,160
災害廃棄物処理計画策定事業	10,638	10,638
◆鳥取県の元気な情報発信・イベント等	235,204	234,906
「とっとりで待っています」I J Uターン推進事業（鳥取県の人のあたたかさ発信事業）	595	297
公文書館センター機能強化・充実事業	729	729
第19回北東アジア美術作品展示会	9,531	9,531
【震災復興支援】北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミット開催事業	28,560	28,560
スポーツツーリズム推進事業（ウオーキングリゾートの推進）	15,117	15,117
鳥取中部ふるさと広域連合との広域観光連携推進事業	15,500	15,500
「とっとり年は鳥取へキャンペーン」	165,172	165,172
◆住宅の耐震化・生活復興支援	129,955	128,044
住宅・建築物耐震化総合支援事業	117,321	115,410
ととりの美しい街なみづくり事業	12,000	12,000
被災者生活復興支援貸付事業（生活福祉資金利子補給事業）	600	600
被災者生活復興支援貸付事業（母子父子寡婦福祉資金利子補給事業）	34	34
◆経済産業分野の復興・振興	267,773	267,773
がんばる企業を応援！ 特別金融支援企業	160,746	160,746
鳥取県中小企業BCP（事業継続計画）策定支援事業	7,027	7,027
鳥取県版経営革新総合支援事業（復旧・復興型）	100,000	100,000
◆農林水産業の復興・振興	321,223	226,556
鳥取梨生産振興事業（元気な鳥取梨産地復興・発展加速化事業）	13,403	12,803
がんばろう！ 園芸産地未来づくりパワーアップ事業	91,000	0
がんばろう！ 農業施設等復旧支援資金応援事業	600	600
しっかり守る農林基盤交付金	205,000	205,000
がんばろう！ 元気な鳥取梨応援事業（果樹共済加入促進事業）	2,086	2,086
緊急生乳増産奨励事業	3,000	3,000
生乳生産の衛生管理向上事業	6,134	3,067
◆学校の防災力の強化	1,880,394	178,270
避難所公立学校体育館の環境整備補助事業	1,740	1,740
避難所指定県立学校のWi-Fi環境等整備事業	38,778	778
県立学校体育館多目的トイレ整備事業費	51,390	390
社会教育施設耐震化推進事業（非構造部材耐震対策事業費）	60,372	4,248
特別支援教育充実費（災害時備蓄品の整備）	3,184	3,184
県立学校耐震化推進事業費（県立米子東高等学校改築整備事業費）	562,056	45,056
県立学校耐震化推進事業費（県立鳥取西高等学校整備事業費）	372,734	70,734
県立鳥取西高等学校耐震関係グラウンド整備事業費	192,133	20,133
県立学校耐震化推進事業費（校舎改築に伴う備品等整備）	23,531	23,531
県立学校耐震化推進事業費（非構造部材耐震対策事業費）	120,934	7,934
私立学校施設整備費補助金	453,542	542
◆公共インフラの復旧	351,563	19,647
公共事業	351,563	19,647
合計	3,411,847	1,214,143
	100.0%	35.6%

出所) 資料3-1および3-2は、いずれも鳥取県の提供資料より筆者作成。

資料4 北栄町の2016年度補正予算における震災関連事業費

歳 入	額 (千円)
補正額	655,726
公立学校施設災害復旧費国庫負担金	9,871
災害等廃棄物処理事業費補助金	25,175
農業施設復旧応援事業補助金	10,400
老朽危険空き家等除却事業費補助金	3,000
災害救助費補助金	5,760
社会福祉施設等災害復旧費補助金	1,500
被災地域応援市町村交付金	6,500
被災者住宅再建等総合支援事業費補助金 (県)	200,130
ふるさと納税 (災害復興支援寄附金)	2,800
災害義援金	100
しっかり守る農林基盤交付金	1,360
財政調整基金繰入金	362,730
災害援護資金貸付事業債	26,400

歳 出	額 (千円)
被災者住宅再建支援補助金事業	158,500
被災者住宅修繕支援金事業	57,480
被災者非住家復旧支援補助金事業	100,000
自治会集会施設等災害復旧補助金事業	15,000
被災建築物撤去支援補助金事業	20,000
被災者生活復興支援貸付事業	26,400
応急救助事業	5,760
仮住宅整備事業	6,240
老朽危険空き家等除却支援事業	6,000
しっかり守る農林基盤整備事業	2,720
農地・農業用施設災害復旧事業 (国庫)	10,400
土木施設災害復旧費	21,852
農林施設災害復旧費	6,422
公共施設災害復旧費	105,552
災害廃棄物処理事業	50,350
<その他>	
財政調整基金積立金	-66,558
一般管理事業	73,836
り災証明交付事業	2,578
農業集落排水施設特別会計繰出金事業	1,100
農業総務事業	162
土木総務事業	100
道路維持管理事業	8,400
下水道特別会計繰出金事業	13,432
予備費	30,000

出所) 北栄町提供資料より筆者作成。マイナス表記は基金への返還繰入。